



発行所  
**一般社団法人神奈川青色申告会**  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 1-9-3 グレース竹和武番館3階  
 TEL 045-577-0615  
 FAX 045-577-0618  
 URL: <https://kanagawa-aoi.ro.com/>



消費税インボイスの対応は大丈夫ですか？  
**消費税インボイス記帳指導会開催中 ~ 事前準備が重要です ~**

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました。インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請をし、消費税課税事業者となられた方は、インボイスの交付・確認保存とともにインボイスに対応した帳簿を記帳しなければなりません。消費税の税区分など対応した記帳をしていないと消費税の申告ができません。特に一般課税で申告される方は記帳方法を始め消費税の申告に向けて事前準備が必要です。



**12月からの決算準備指導会及び翌年1月からの確定申告指導会ではインボイス対応した記帳指導は行いませんので、ご不明な点がある方は11月中にご来所ください。**

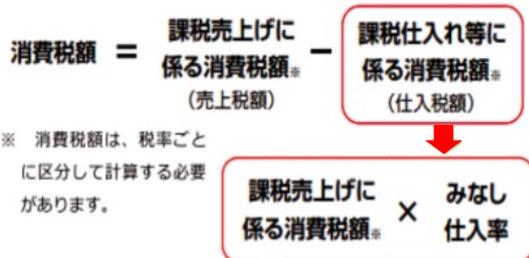
免税事業者の方でインボイス登録申請し、インボイス発行事業者となった方で令和5年分から簡易課税を選択する場合の届出の提出期限は**令和5年12月31日迄**です。

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に、登録に関する経過措置の適用により適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その登録を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書(消費税簡易課税制度選択届出書)をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

課税事業者(基準期間の課税売上高が1千万円超)の場合は消費税簡易課税制度選択届出書を令和5年12月31日迄に提出すると令和6年から適用になります。

簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要になり、事務負担の軽減を図ることができます。

**【簡易課税制度とは...】**



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

**適用要件及び注意事項**

基準期間（個人事業者は前々年）の課税売上高が5,000万円を超える場合には、その課税期間については、簡易課税制度は適用できません。

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合には、その課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできません。

## 2割特例とは

免税事業者がインボイス発行事業者になったときは、令和5年10～12月分から令和8年分までの計4回の申告で、消費税の納税額を売上税額の2割に軽減する特例を選択できます。一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能。適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。

2割特例が適用できるかについては国税庁HP『インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート』や『インボイス制度Q&A問115《2割特例の適用ができない課税期間》』をご参照ください。

『インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート』

『インボイス制度Q&A問115(2割特例の適用ができない課税期間)』



## 2割特例と簡易課税の納税額試算表

この試算表では、2割特例または簡易課税を適用した場合の納税額の目安を示しています。消費税は所得税とことなり、延納制度がありません。納付が遅れると延滞税が発生しますので、納税の事前準備をしてください。

試算は課税売上高すべてが一つの税率・事業区分を想定		売上税額の2割に軽減	簡易課税 事業区分(みなし仕入率)					
			第一種(90%)	第二種(80%)	第三種(70%)	第四種(60%)	第五種(50%)	第六種(40%)
該当する主な事業		すべての業種	卸売業	小売業、農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡に係る事業	農業・林業・漁業(第2種に該当する部分を除く)、建設業、製造業 など	飲食店業、加工賃を受け取り役務を提供する事業など	運輸業、通信業、金融業、保険業、サービス業(飲食店業を除く)	不動産業
税込課税売上高	税率	納税試算額【各欄の上段は標準税率10%、下段は軽減税率8%での試算】(単位:円)						
100万円	10%	18,000	8,900	18,000	27,100	36,200	45,300	54,400
	8%	14,700	7,300	14,700	22,100	29,400	-	-
200万円	10%	36,200	18,000	36,200	54,400	72,600	90,800	108,900
	8%	29,600	14,700	29,600	44,300	59,200	-	-
300万円	10%	54,400	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300	22,100	44,300	66,500	88,800	-	-
400万円	10%	72,600	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200	29,600	59,200	88,800	118,400	-	-
500万円	10%	90,800	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900	36,900	73,900	111,000	148,000	-	-
600万円	10%	108,900	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800	44,300	88,800	133,200	177,600	-	-
700万円	10%	127,100	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500	51,700	103,500	155,500	207,300	-	-
800万円	10%	145,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400	59,200	118,400	177,600	236,900	-	-
900万円	10%	163,500	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200	66,500	133,200	199,800	266,500	-	-
1,000万円	10%	181,700	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000	73,900	148,000	222,100	296,200	-	-

### 第2期分予定納税の納期と減額申請

第2期分納付期限は11月30日迄です。

税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載された第2期分の金額が納税額となります。第2期分は令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)までに、納めることになっています。また振替納税をご利用の方の第2期分は令和5年11月30日(木)に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。第2期分の減額申請をする場合は、令和5年11月1日(水)から令和5年11月15日(水)までに予定納税額の減額申請書を税務署に提出してください(この場合は、令和5年10月31日の現況で見積ることとなります)。「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、

税を考える週間

### 小学生の税の書道展

神奈川税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催いたします。

本年も提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お立ち寄りください。

展示期間

令和5年11月8日(水)～14日(火)

展示場所

キュービックプラザ新横浜5～7階及び9階東側通路

令和6年1月1日より

## 電子帳簿保存法

## 電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

## どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

## どのように保存する必要があるの？ 3つの要件

- A **改ざん防止のための措置**をとる必要があります。
- B **「日付・金額・取引先」**で検索できる必要があります。
- C ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

もっと詳しく知りたい方は、「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



改ざん防止のための事務処理規定や索引簿のサンプルはこちらから確認できます。



## 改ざん防止のための措置とは？

- 「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
- 改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

※ 上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

## 検索要件を満たすための簡易な方法とは？

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

## ① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。  
索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

## 【①のイメージ】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)豊商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)豊商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

## ② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

## 【②のイメージ】



※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合で以下の対象者は検索機能（上記B）は不要となります。

イ 基準期間（2課税年度前）の売上高が「5,000万円以下」の保存義務者

ロ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応（上記A、B、C）は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

親睦日帰りバス旅行

日本100名城 小田原城めぐりと箱根大涌谷  
箱根神社の旅



10月3日(火) 会員親睦日帰りバス旅行が4年ぶりに行われました。新横浜駅を予定通り出発し、途中渋滞もなくスムーズに箱根に入りました。まず始めに到着したのは箱根温泉の泉源地「大涌谷」。つい2、3日前までは暑い日が続いていたのが、過ごしやすい気温の晴天で気分も晴れやか。見渡す箱根の山々はもちろん、富士山も雲ひとつなく綺麗に見えて感激でした。大涌谷の名物、ひとつ食べると7年寿命が延びると言われる「名物黒たまご」を早速堪能いたしました。

次に向かったのは元箱根の中で圧倒的な存在感を放つ「箱根神社」。古来より山岳信仰の地として栄え、近年では強力なパワースポットとして人気の神社とのこと。湖上に建てられた平和の鳥居は人気の撮影スポットだけあって長い行列が出来ていました。

そしていよいよ楽しみにしていた昼食です。隠れ家的存在で人気の季節久は相模湾の海が一望でき、素晴らしい景色のなかで食べる料理は絶品で、贅沢なランチタイムを過ごすことができました。

そしてお腹いっぱいのは、小田原城を見学。小田原城天守閣の展望デッキからは箱根の山々や相模湾、小田原の街並みが一望でき、サムライ館、ニンジャ館では武士や忍者の気分を味わえました。

最後は、鈴鹿がまほこの里「鈴なり市場」に寄り、沢山のお土産を買い、帰路につきました。4年ぶりの会員親睦旅行は天候に恵まれ、とても楽しく有意義な時間を過ごすことが出来ました。



港北出張所開設日

開設日

11月 6日(月)・13日(月)・20日(月)

27日(月)

相談受付時間 10時~11時・13時~14時

電話番号 070-5593-2028

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会

(第1火曜日)

日程

税務相談 12月5日(火)

法律相談 12月5日(火)

会場 事務局

相談受付時間 13時~15時

予約電話番号 045-577-0615

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

会のいき



7月 1日~10日 源泉指導会

4日 無料税務相談会

7日 県連事務局長会議

11日 県連正副会長会議・理事会

12日・14日・18日・20日 青色学校

20日 八者会定例会議・意見交換会

21日 農協合同記帳相談会

25日 署共催インボイス制度説明会

26日 会長・副会長会議

28日 県連職員研修会

8月 1日 無料税務・法律相談会

7日 青色全体役員会

10日 全青色役職員研修会

14日 農協合同記帳相談会

17日 夏季休業

22日 県連臨時理事会

23日 県連青年部常任委員会

24日 農協合同記帳相談会

25日 県連DXミーティング

29日 署共催インボイス制度説明会

9月 1日 職員研修会

1日~29日 記帳確認指導会

4日・19日・21日・28日 生活習慣病検診

5日 無料税務相談会

6日 会長・副会長会議

6日・7日・8日・12日・13日・14日・15日・19日・20日・22日・25日・26日

11日 受託事業記帳指導説明会(説明会・会計ソフト)

11日・12日・14日・26日 農協合同記帳相談会

ふるさと港北ふれあいまつり出店者説明会

13日 八者会定例会議

15日 書道展準備作業

20日 署共催インボイス制度説明会

22日 県連局署会合同会議